

(R7.8.6)

島根県土木総務課建設産業対策室 武田、永島

TEL : 0852-22-5388 FAX : 0852-22-5782

E-mail : shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住所	措置期間
祥洋建設（株） 知事-第9560号	今井 久晴	浜田市下府町 327-41	令和 7年 8月 7日から 令和 7年 8月 20日まで (2週間)

### 2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

### 3. 事実概要

祥洋建設株式会社は、島根県西部農林水産振興センターが発注した「令和 6 年度 島根地区（唐鐘漁港）水産物供給基盤機能保全事業 東物揚場補修工事」において、元請負人として工事に携わった。令和 7 年 1 月 15 日に下請負人の潜水士が、物揚場背面の窪地に水没し死亡した。その際潜水に必要な装備を装着していなかった。また、作業員の安全管理措置（健康管理）を怠っていた。

このことについて、祥洋建設株式会社及び下請負人が、浜田労働基準監督署から是正勧告がなされた。

### 4. 指名停止措置理由等

同社及び下請人が浜田労働基準監督署から是正勧告を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第 1 第 7 号に該当する。

なお、指名停止措置期間は 2 週間とする。

〈指名停止措置要綱 別表第 2〉

措置要件	期間
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p> <p>7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 カ月以内</p> <p>（故意又は重過失の場合、 1 カ月以上）</p>